

第 1 1 回教育委員会定例会会議録

令和 5 年 1 1 月 2 1 日（火）

場 所：委 員 会 室

出席委員	教 育 長	雨 宮 和 人
	教 育 長 職 務 代 理 者	操 木 豊
	委 員	大 野 孝 儀
	委 員	佐 藤 有 里
	委 員	篠 原 朋 子

出席職員	教 育 部 長	橋 本 祐 幸
	教 育 総 務 課 長	石 田 進
	教 育 施 設 担 当 課 長	島 崎 健 司
	教 育 指 導 支 援 課 長	荒 西 岳 広
	指 導 担 当 課 長 兼 総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	川 畑 淳 子
	生 涯 学 習 課 長	井 田 隆 太
	食 育 推 進 ・ 給 食 ス テ ー シ ョ ン 所 長	土 方 勇
	公 民 館 長	清 水 周
	図 書 館 長	氏 原 恵 美
	指 導 主 事	小 島 章 宏
	指 導 主 事	小 柳 津 章 文

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
議案第64号	令和5年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出について	
議案第65号	国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第66号	くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について	
議案第67号	くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案について	
議案第68号	くにたち市民芸術小ホールの指定管理者の指定について	
議案第69号	くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について	
議案第70号	くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について	
議案第71号	国立市古民家の指定管理者の指定について	
議案第72号	特定非営利活動法人子ども大学くにたちとの包括連携に関する協定の締結について	
報 告 事 項	1) 市教委名義使用について（6件）	
	2) 要望書について（1件）	
議案第73号	臨時代理事項の報告及び承認について （国立市立学校教員に関する処置について）	秘 密 会
議案第74号	臨時代理事項の報告及び承認について （国立市立学校教員に関する処置について）	秘 密 会

○【雨宮教育長】 皆さんこんにちは。初めに、インフルエンザの関係についてご報告をさせていただければと思います。大分ここにきて学校においては小康状態になってきているのかなと思うところがございます。今日現在ですけれども、1校において学年閉鎖、3クラスですね、というような状況という形になっています。ですから、大分落ち着いてきたのかなというようなどころでございます。

それから、いつもの暦の話をしませけれども、明日が小雪ということで、雪がちょっと降るような、そんな陽気になってきているところで、今日、府中で一番気温が下がったところが、朝5時半過ぎなのですが、2.5度だったという観測がされています。日中は18度になるという予報が出ていますので、寒暖差がやはり激しいので、皆さん体はその寒さに慣れてないということもありますので、夏もよくそういうことが最近言われるわけですけれども、冬もそういうような状況でございますので、この週末また特に冷え込むという情報もございますので、十分お体に留意していただいて、教育委員の仕事に精励していただければありがたいなと思います。

これから令和5年第11回教育委員会定例会を開催します。本日の会議録署名人を操木委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 はい。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。

それでは審議に入りますけれども、本日の審議案件のうち、議案第73号「臨時代理事項の報告及び承認について（国立市立学校教員に関する処置について）」、及び議案第74号「臨時代理事項の報告及び承認について（国立市立学校教員に関する処置について）」は、いずれも人事案件ですので、秘密会といたしますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

また議案第68号「くにたち市民芸術小ホールの指定管理者の指定について」、議案第69号「くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について」、議案第70号「くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について」、及び議案第71号「国立市古民家の指定管理者の指定について」は、関係がありますので一括して説明、質疑の後、個別に採決することといたしますが、そちらでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。



○議題（1） 教育長報告

○【雨宮教育長】 それでは審議に入ります。最初に教育長報告入ります。

10月24日。この日は午前中、稲作体験学習で稲刈りがございました。

午後から総合教育会議。総合教育会議に続いて、第10回定例の教育委員会を開催いたしました。

25日には、第八小学校を市教委訪問で訪問いたしました。

同日、社会教育委員の会を開催いたしました。

27日には、「フルインクルーシブ教育ってなーに」ということで、ワンステップかたつむり国立と共催で、市民芸術小ホールで劇を開催しました。

28日、第六小学校の運動会でした。

31日です。東京都市町村教育委員会連合会第2ブロックの研修。小国教授をお招きして矢川プラスにて行いました。50名を超える各市の教育委員の皆様のご参加をいただいたところです。また、大野委員には、この研修会に先立ちまして、演奏会のほうにお力添えを頂きました。大変ありがとうございました。

11月1日です。第五小学校市教委訪問で訪問いたしました。

3日です。国立市のフルインクルーシブ教育について考える会、10月に引き続いて、北市民プラザで開催いたしました。この日も30名が。また、他県の教育委員会の関係者の方も参加していただいたところでございます。

4日、二小の樹木の移植説明会を開催いたしました。

5日、市民まつりが開催され、市民表彰式典に出席してまいりました。

7日、校長会を開催いたしました。

8日、東京自治会館において、東京都市教育長会が開催され出席してまいりました。

同日、小中学校の合同事業研究会を開催いたしました。

9日から10日にかけてでございますけれども、中学校の特別支援学級が合同宿泊学習ということで長野県の八ヶ岳へ行ってまいりました。

同日、スポーツ推進委員会を開催いたしました。

11日土曜日、12日にかけて国立市農業まつりが開催されました。今回、食育推進給食ステーションがそこに出店をし、新しいステーションのPRですとか、あるいは私どもの学校給食で牛乳を提供していただいている東毛酪農さんが牛乳の販売を行い、完売をしたという報告を聞いております。

12日、ファミリーソフトボール教室、東京女子体育大学のご協力を頂く中で開催いたしました。保護者、それから児童合わせて44名が参加をしたということでございます。

13日、国立市学校施設整備基本方針改定庁内検討委員会を開催いたしました。この基本方針を、これからまた新たに改定をするということで、庁内の職員における検討が始まったということでございます。

同日から17日にかけて国立中央図書館蔵書点検ということで全館休館を行いました。

14日、副校長会を開催いたしました。

同日、公民館運営審議会を開催いたしました。

15日、第六小学校を市教委訪問で訪問いたしました。

17日から18日にかけてです。市内の小学校で文化的行事が行われました。第一小学校は学習発表会、第三小学校が音楽会、第四小学校が学芸会、第五小学校が展覧会、第七小学校がオータムフェスティバルというような形で文化的行事が行われました。

教育長報告は以上でございます。ご意見、ご感想などございますでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 10月、11月と各学校でいろいろな行事がありまして、幾つかには参加させてもらいました。どこの学校でも元気に活動をしていたと思います。学校訪問もありましたけれども、その中でフルインクルーシブ教育が一步進んだという感想を持ちました。各学校において状況が違うので、一律に何か1つのことを一斉にとということではないのですけれども、学校に即した在り方で、それぞれの学校が主体的に考えて一步進んでいるなという感想を持ちました。

それで、11月3日の国立市のフルインクルーシブ教育にについて考える会議に出席したのですけれども、ここでは小国先生、それから、木村元校長が見えて、そして保護者の方たちと話をしていたのを聞いたの

ですけれども、この日は同じクラスにいたいと、少し何かハンデがあるのは見受けられても、だからといって切り離したくない、同じ教室の中で何とかやれないだろうかという要望のある保護者が多かったように思いました。それから前回の芸小ホールでは、何とか一緒ではなくて、個別の今までどおりの指導をやってもらえないだろうか。そういう特別支援学級は崩壊してしまうのだろうかという心配を吐露していたお母さんの声を聞きました。要するに、両方の声を生で聞くと、それぞれなるほどなと思うところが多いのですけれども、先ほども言いましたように、各学校で一歩インクルーシブ教育について進んだという言い方もできると思うのですが、船でいえばかじを切ったという言い方が、私は感想として持つのです。だから、帆船でいうならば、かじを切る。そうすると、当然、受ける風の方向も違うし、潮の流れも変わってくる。だから非常に慎重にかじを切らないと転覆してしまうというところのぎりぎり感はあると思うのです。今後もそうだと思うのです。だから一気に何かを進めようとして、一気にかじを切ってしまうと船が転覆してしまう。そうではなくて潮の流れ、風向き、それを見ながら慎重に進むべき方向に行かないといけないだろうと。

小学校だったら8つの船があって、それぞれがそれぞれの場所が違いますから、多少違えば風向きも違うかもしれないということで向かっていく方向は、目指すところは決まっているのだけれども、目指す方向は分かるのだけれども、そこにどういうふうにかじを切っていくかということはまたこれからの問題だと思います。その日々のかじ取りということが今後必要になってくるのだろうなという感想を持ちます。一気にやるべきではないというのが私の意見で、一気にそれを進めてしまったら転覆するということなのだと思います。そんな感想を持った、幾つかの学校、それから講演会でそんなことを感じました。以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。すみません、一言私も付け加えさせていただければ、そこはやはりじっくり丁寧に時間をかけてやっていくべき事項だろうなと思っています。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。佐藤委員、お願いいたします。

○【佐藤委員】 市教委訪問で幾つか小学校に行かせていただいて、印象としては、もうこの時期になってすごく先生と児童との距離が近くなって、安心して学校に通っている子どもたちが多いなと感じました。その中で低学年の授業で漢字の成り立ちで「大」という字を表現して、体で「大」という漢字を表現している子どもたちがいて、きっと体で感じたことはずっと覚えているのではないかなと思ったので、楽しい授業につながっていくといいなと思いました。

オータムフェスティバル、七小に行かせていただいて、私、見守りを朝しているのですが、その時期に向かう子どもたちの表情を見ていたのですけれども、とても楽しみにしているようで、家族が来てくれることを楽しみにしている子どもたちがいたり、お友達との関わりをとっても楽しんで、当日を楽しみにしている低学年の子どもを見ることができました。すごく長い時間、表現する各学年の出し物でしたが、みんなが集中して1つのものを作り上げる楽しさを感じていたのではないかなと思いました。あと三小の音楽会も見せていただいて、その中で5年生が校歌を知ろうということで、全校の生徒が自分の学校の校歌のことをよく知る機会になって、昔、桑畑だったとか、どんな場所の思いが込められた校歌なのかということがみんなに分かって、これから校歌を歌うたびに愛着を持って歌えるのではないかなと思って、心が温まりました。以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。篠原委員、お願いいたします。

○【篠原委員】 ありがとうございます。大野委員の発言を受けてではないのですけれども、私も実は七

小のオータムフェスティバルの児童鑑賞日、金曜日のほうにお邪魔いたしました。七小でもいろいろな多分特性を持つお子さんがいらっしゃるようですが、いろいろな演目にその特性を生かして参加しているということがとてもよく感じられて、校長先生とすてきですねという話をしていたのです。子どもたちの中で、ある意味、自然にといいいましょうか、その子ども、OBと一緒にって様々な活動をしていると。例えば円陣太鼓でいいのですでしたか、谷保天満宮の太鼓の演奏などでも、難しく順番に変わっていくところなんか、うまくリードしながらやれる形でやっていたりとか、劇の演目でもそんなことを感じられて、本当に先生方、七小だけではなくて、もう各学校でいろいろ拝見したときに思ったのですが、様々な考えを持ちながらもきちんと取り組みたいということで一生懸命なさっている様子が分かって、さすが国立だなと思った次第です。

あと、学習発表会で一小にお邪魔しましたが、やはりもうタブレットと、自分たちで資料を作ってプレゼンをしていくという、私たちの時代には考えられないような取組がもう普通に行われているのだなということを実感しつつ、例えばお米のことを調べて地元のお米の味も含めて発表したり、あるいは水の温度の差ということで、やはり矢川とハケ下など、いろいろなところをやっぱり地域の中で発見をしたりということで、その調べ学習の中で地域のことが自然と入ってきて、あるいは先生たちがこうなってほしいなと思うことをうまく子どもたちが捉えて、学習の場でいろいろな調べ物をしていることにとってもびっくりいたしました。そういう意味で様々な取組、いろいろと課題といいいましょうか、厳しい状況があるにもかかわらず、前向きに先生方が取り組んでいるということで大変心強い思いをいたしました。以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 私のほうからは3つのことについてお話をさせていただこうと思っております。1つ目は、教育長のほうからもご紹介がありましたけれども、東京都市町村教育委員会連合会の第2ブロックの研修会が国立の矢川プラスで開催できたということです。他地区からいろいろな方に来ていただいて、中には、以前お世話になった方も何人かいまして、その方たちに国立のこと、それから国立の教育のことについて知っていただくよい機会となりましたし、また逆にいろいろなご意見も聞くことができ、よい時間になりました。講演のほうも、私もいわゆるスーパーバイザーという方々の声をよく聞くことが、今までもありましたけれども、そのときにすごく納得して、なるほどと思って帰って、少し時間がたって今度自分の目の前のことに対応しようとするときに、そのとおいううまくできなくなることがよくあるのですね。やっぱり自分とちょっとかけ離れてしまっているのかななんていうことも今まではあったのですが、この当日は、講演の先生から、私も昔よく知っている学びの学校とか、学び合いとか、ともに学ぶということがすごく盛り上がった時期があったのですけれども、その頃の教育のお話から、いわゆる学テの話とか、いろいろなことを交えて、最終的にやっぱり1人1人の子どものニーズとか、真の教育とは何ぞやという議論をしていただいて、また終わりのほうでも質問を出されて、いろいろなことが深まってストーンと落ちたすばらしい講演を聞かせていただくことができよかったです。それが1つ目です。

2つ目ですけれども、合同授業研究会というのがあったのですが、これは要するに教科ごとに市内の小中の先生たちがそれぞれ自分の教科のグループに入っていて、その教科の公開授業、研究授業をそれぞれ部会として実施して、部会としてその話合いをしていくという、そういう会ですので、まず他地区にはない小中の教員と一緒に同じ授業を見て、お互いのことを学び、深め合うことができるという利点と、それから、同じ小学校、同じ中学校よりも他校の教員の授業を見て、見合って、そして意見交換ができること。それから、たまたま10月も11月も講師が知り合いだったのですね。ずっと同じことについて頑張っているのだなという思いと、それからそこに新しい教育の在り方を取り入れていて、すごく自分自身も勉強に

なりまして、いい機会だったなということを感じました。これが2点目です。

3つ目は学校訪問のこと、市教委訪問のことなのですが、この間、3校の訪問がありました。また以前にも幾つか学校訪問をさせていただいているのですが、各学校へ訪問しますと、校長先生のほうから自校の状況についてお話を頂くのですが、当然、その学校に何年かいらっしゃる校長先生もいますし、今年いらっしゃったばかりの校長先生がいらっしゃるのですが、それぞれが自校の分析といいますか、状況をしっかりとつかまれているなということを感じました。当然、学校ですから、課題があるのですよね。課題というのは問題点ではなくて、ここをこうすればさらによくなるというのが課題であって、その課題をやっぱりしっかりとつかめているからこそ、その次の教育の充実につながってくるかなと思いついて、その把握をしていて、その課題をつかんでいると。その課題についてどう対応していこうかということをして全教員が取り組んでいる。その姿を見せていただいて、エールを送りたいという気持ちを持ちました。

そこに関連して、これ事務局と後ほど相談させていただこうと思っておりますけれども、この市教委訪問のタイムスケジュール的なこととか、それから私は個人的に校長先生のお話を聞いて、例えばA校では校内研究でこういう事例に力を入れて今やっていますよというお話があったときには、校長先生のお話プラス研究主任にそのお話を聞きたいなと思ったりとか、それから生活指導面のほうで、こういった点に特に力を入れて取り組んでいるのですよということがあれば、そこで生活児童主幹の話をちょっと聞きたいなとか、学力のことについて取り組んでいけば教務主幹のお話を聞きたいなと、そんな内容面とか進め方についてもまたどこかで一緒に考えさせていただけたらいいなと、そんな感想を持ちました。以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。市教委訪問の関係は今後に向けてということでもよろしいですか。

○【操木委員】 そうですね。

○【雨宮教育長】 かしこまりました。ありがとうございます。それでは皆様からご意見、ご感想いただきましたので、次に参りたいと思います。



○議題（2） 議案 64 号 令和5年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出について

○【雨宮教育長】 議案です。第64号「令和5年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出について」を議題といたします。石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 それでは、議案第64号「令和5年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出について」説明いたします。本議案は12月1日に開催される市議会第4回定例会に、補正予算案を追加提出するため提案するものです。

1枚おめくりいただき、歳出の表を御覧ください。款10教育費、項1教育総務費、目3教育指導費、事務事業、総合教育センター運営事業費、節11役務費、細節等1通信運搬費につきまして、28万円を電話料の予算不足に伴い増額補正するものでございます。

次に、項6社会教育費、目4芸術小ホール費、事務事業、芸術小ホール管理運営費、節10需用費、細節等6修繕費（芸術小ホールエントランス側溝等修繕）につきまして、133万7,000円を芸小敷地内の雨水集排水設備の修繕に伴い増額するものです。補正予算の合計は161万7,000円です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでし

ようか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【**雨宮教育長**】 ありがとうございます。議案第 64 号「令和 5 年度教育費(12 月)補正予算(追加)案の提出について」は可決いたします。



○議題(3) 議案 65 号 国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について

○【**雨宮教育長**】 次に、議案第 65 号「国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について」を議題といたします。石田教育総務課長、お願いいたします。

○【**石田教育総務課長**】 それでは議案第 65 号「国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について」説明いたします。本議案は、就学援助費において、パソコン等を活用した電子申請により就学援助費の申請を行うことができるよう、所定の改正を行うものでございます。

2 枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。第 3 条は、申請の方法の定めが記載されている条文中でございます。その第 5 項に、新たに電子申請が可能となる項目を追加するものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○【**雨宮教育長**】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【**雨宮教育長**】 ありがとうございます。議案第 65 号「国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について」は可決いたします。



○議題(4) 議案 66 号 くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について

○【**雨宮教育長**】 次に、議案第 66 号「くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【**井田生涯学習課長**】 それでは、議案第 66 号「くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について」説明いたします。国立市では、国立市使用料手数料の見直しに関する基本方針に基づきまして、4 年に一度、受益者負担の見直しを行っております。この基本方針に基づき、体育館の各体育室の貸切料使用料等の価格を改定するため、条例を一部改正したく提案するものでございます。具体的な内容につきましては、2 枚おめくりいただきまして、「使用料・手数料の見直し内容(案)」と書かれている資料をご用意ください。このページの中央辺りの「2. 改定を行う使用料(抜粋)」という箇所を御覧ください。こちらがくにたち市民総合体育館の使用料改定案についての表となっております。

まず、使用料の見直しに当たりまして、原価計算を基に計算される理論上の適正価格になるべく近づけていくという考えの下に行いますけれども、体育館については、理論上の適正価格と現行料金の乖離率が大き過ぎて、理論上の適正価格まで値上げすることが現実的ではございませんので、他市の平均を勘案し、第 1 から第 3 体育室の貸切使用料を改定することといたしました。改定料金ですけれども、おおむね 1 割程度の値上げとなっております。表の中から具体例 1 つ申し上げますと、表の中の一番上の行、第一体育室、全面・市内の午前 9 時から 12 時の使用料でございますけれども、現在 5,200 円のところ、400 円値上げをいたしまして 5,600 円にするものでございます。以下、一番右の行「差額」というところに、次のペ

ージにまたがりますけれども、数字が入っているところ。第一から第三体育室の市内、市外のところが改定するところとなっております。

なお、今回、室内プールや会議室などの貸切料金や個人利用の使用料についての改定は行いません。

続きまして、資料おめくりいただきまして、横向きのA4の資料『「使用料・手数料の見直し内容(案)」についての意見募集結果』と書かれている横向きの資料を御覧ください。使用料・手数料の見直し内容について、市民の皆様にご意見を伺った結果でございます。まず、(1)パブリックコメントの概要についてです。こちらは取りまとめております政策経営課で実施したもので、意見提出者は1名いらっしゃいましたけれども、体育館に関する意見はございませんでした。続いて(2)、その下の市民説明会の概要でございます。①の市民総合体育館使用料の見直しについては、9月27日の午後7時より開催いたしまして、1名の方にご参加を頂きました。ご意見、ご質問としましては、このページの表から次のページの前半にありますナンバーの1から5のとおりとなっております。意見・質問の内容についての説明は割愛させていただきます。

最後に補足といたしまして、資料でいいますと表から2枚目の裏面になりますけれども、この条例は、令和6年4月1日から施行をするとあります。2つ目としまして、改正後のくにたち市民総合体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を行うくにたち市民総合体育館の使用及び利用について適用し、同日前に申請を行ったくにたち市民総合体育館の使用及び利用については、なお従前の例によることといたします。

なお、本議案は本日の教育委員会での審議でお認めいただきましたら、12月に開催されます市議会第4回定例会に条例案を提案していきたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第66号「くにたち市民総合体育館条例の一部を改正する条例案について」は可決といたします。



○議題(5) 議案第67号 くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案について

○【雨宮教育長】 次に、議案第67号「くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたします。井田生涯学習課長、お願ひいたします。

○【井田生涯学習課長】 それでは、議案第67号「くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案について」説明いたします。本件は国立市民芸術小ホール内の各施設の使用申請に当たり、他の施設の使用に支障が生じる場合に、その施設についても使用申請が必要である旨の規定を盛り込むため、規則の一部を改正するものでございます。

例を用いて申し上げますと、ホールで和太鼓の演奏を行おうとした場合、和太鼓の音は2階ギャラリーや地下スタジオや音楽練習室など全館に響くため、他の団体がこれらの部屋を使用するのに支障が生じることから、和太鼓の演奏会の主催者に対しまして、支障の出る部屋も申請を求めていくといったものでございます。

1枚おめくりいただいた次のページが改正内容となりますが、分かりにくい部分もございますので、も

う1枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧ください。まず右の列、旧の第2条を御覧ください。第2条第1項では、ホールを使用する者は使用申請書を提出し、承認を受けなければならない。そして付属設備を使用する者は、ホール付属設備使用申請書を提出しなければならない旨、規定しております。

左側の新の第2条では、旧と同様、ホールを使用する者は使用申請書を提出し、承認を受けなければならないという規定に加えまして、使用しようとする施設を使用することにより、当該施設以外の施設の使用に支障が生じると委員会が認めたときは、ホールを使用しようとする者は、当該支障が生じると認められた施設についても使用の申請をし、委員会の承認を受けなければならない、という文言を新たに追加いたします。またこの改正に伴い、旧の第2条第1項の後半にございましたホール付属設備に関する部分は、第2条の第2項に移します。そして旧で第2条の第2項第3号であった条文は、新の第3項第4号に1つずつずらすというものでございます。また第3条以降の改正につきましては、第2条を改正したことによる条項のずれに伴うものでございます。

1枚戻りまして、最後に付則について簡単に説明いたします。付則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものとし、改正後の規定は、施行の日以後に申請を行うくにたち市民芸術小ホールの使用及び利用について適用するものとしたします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 他に支障が生ずる場合にはということで、それはそうだよなということですよ。そこもやっぱり影響を与えるようでしたら、そこについても一緒に借りてもらうということがよく分かりました。それは支障があるかどうかということについての判断は、委員会のほうが判断するということになると思うのですが、その判断を的確に、また手際よくしてあげないと、利用する側が使いにくいと思いますので、その辺りのご配慮はよろしく願いしたいと思います。以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ここの部分の委員会とあるのですが、そこをちょっと補足してもらっていいですか。井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 委員会となっているところなのですが、これ読み替えの中で指定管理者が管理する場合は、委員会を指定管理者に読み替えてということになりますので、現在、くにたち文化・スポーツ振興財団が管理運営しておりますので、実際のところは芸小ホールの担当職員、担当というか、芸小ホール、館として判断するものとなります。以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。いずれにしても的確、適切な判断をしてくださいというご意見だったと思います。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第67号「くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案について」は可決といたします。



○議題(6) 議案第68号 くにたち市民芸術小ホールの指定管理者の指定について

○議題(7) 議案第69号 くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について

○議題(8) 議案第70号 くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について

○議題(9) 議案第71号 国立市古民家の指定管理者の指定について

○【雨宮教育長】 次に議案第 68 号「くにたち市民芸術小ホールの指定管理者の指定について」、議案第 69 号「くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について」、議案第 70 号「くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について」及び議案第 71 号「国立市古民家の指定管理者の指定について」の 4 件を一括議題といたします。井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 それでは議案第 68 号「くにたち市民芸術ホールの指定管理者の指定について」、議案第 69 号「くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について」、議案第 70 号「くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について」、議案第 71 号「国立市古民家の指定管理者の指定について」の 4 議案につきまして、一括して説明いたします。

これらの議案は、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、国立市が設置し、教育委員会所管の公の施設でありますくにたち市民芸術小ホール、くにたち市民総合体育館、くにたち郷土文化館、国立市古民家の管理を行わせる者を指定するため、それぞれの施設につきまして、指定管理者の候補者についてご審議いただくものでございます。

現在、これら 4 施設の指定管理者として、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団を指定し、指定の期間は平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年としており、今年度末で指定期間が満了となります。今回も各議案に記載していますとおり、これら 4 施設の指定管理者は、現在と同じ公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団とし、指定の期間も同様に、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年とするものでございます。

それでは、この結論に至りました経緯につきまして、議案第 68 号の 2 枚目からの A 4 横の資料、「教育委員会所管の公の施設の指定管理者の指定について」を基にご説明いたします。なお、この後の説明に当たっては、芸小ホール、体育館、郷土館、古民家、また、公益財団法人くにたちスポーツ振興財団につきましては財団といったように省略した名称で説明いたしますのでご了承ください。

1 ページの 2 「検討経過」についてでございます。まず、市民利用者も含む指定管理者選定委員会において、指定管理者、指定期間、選定基準等を検討いたしました。その後、第 1 回国立市指定管理者選定委員会では、指定期間や選定基準等について、第 2 回国立市指定管理者選定委員会では、財団より提出されました事業計画書を審査いただき、また、この間、庁議に付議報告を行いながら進めてまいりました。

2 ページについては、4 施設の指定管理者候補者の概要について記載をしております。説明については割愛をいたします。

続いて 3 ページを御覧ください。「市による検討結果」でございます。初めに（1）施設の管理運営方法についてでございます。まず、芸小ホールと体育館、隣にございますけれども、についてですが、こちらは機械室が地下にあるのですが、ハード面での共用が多いことを鑑み、効率化の観点から、同一管理者が管理運営に当たるものとしたしました。また、古民家につきましては、国立市指定有形文化財として無料で展示していることを踏まえまして、郷土館の附属施設として位置づけ、一体として指定管理者が管理運営に当たるものとしたしました。

次に（2）指定管理者候補者についてでございます。4 施設とも公募によらないこととし、現在の指定管理者である財団から事業計画書を含む申請書類を提出いただき、国立市指定管理者選定委員会による審査を踏まえ、妥当と評価された場合に指定管理者候補者として選定することとしたしました。その理由について、3 ページから 4 ページにかけて、片仮名の A から C にかけて記載をしております。

少しずつ簡単に説明をいたします。アとしまして、現在、施設の維持管理や業務を行っている上で支障はなく、利用者からの評価も好評であること。イとして、この間に実施されてきた事業のブラッシュアップ

プを行うなど、時代の要請や変化に即応するという柔軟性を持っていること。ウとして、体育館は、市の政策や事業との連携を円滑に実施することが求められていること。エとしまして、芸小ホール、体育館については、施設の構造及び規模の制約から、大きなイベントによる収益事業には適さないが、財団は設立趣旨にあるとおり、市民や地域団体と連携した事業展開を行ってきていること。オとして、郷土館、古民家は、設立趣旨にあるとおり、地域文化の継承と創造に寄与し、また市民との協働によって事業展開を行ってきていること。カとして、平成 29 年度より郷土館の学芸員が固有職員として位置づけられたことにより、継続的な雇用が見込め、専門的な知識やノウハウの蓄積が期待できる状況となっていることを理由としております。

続いて 4 ページ中ほどの「国立市指定管理者選定委員会による審査」についてでございます。財団から提出された事業計画書、収支計画書、国立市指定管理者選定委員会におけるヒアリングを基に、指定管理者候補者の審査が行われました。審査の結果、施設運営のさらなる向上のため、下にありますとおり附帯意見が出されましたが、財団を指定管理者の候補者とすることと認定されました。

附帯意見については、資料に記載のとおり 4 点でございます。どの内容も施設運営の向上に資する内容や利用者の利便性向上につながることであり、この内容を実施できるよう、財団と調整していきたいと考えております。

最後に、5 の「今後の予定について」は記載のとおりとなっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明は終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。大野委員、お願いいたします。

○【大野委員】 財団が今の財団になった何年前からなったとか、その歴史的なことがもし分かれば教えていただきたいのと、それから今後何年ごとに契約というか、それを見直すとか、その周期ですね、今後の。そういうのというのはあるのでしょうか。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。財団の設立が、最初から財団に、当時は指定管理者ではなくて業務委託だったと思うのですけれども、財団の設立がいつからかということと、今後どういう周期で見直していくのかという 2 点あったと思うのですけれども。井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 財団の設立ですけれども、体育館ができた頃かなと思いますので、昭和 62 年、60 年前後かなと記憶しております。指定管理者制度を設けられましたのが平成 18 年からになりまして、18 年以降は指定管理者制度を活用して管理運営をしてもらっているところです。

今後についてですけれども、今回の指定期間 5 年間といたしましたけれども、これまでも、5 年ずつやってくる経過がありますので、5 年でなければいけないということではないのですけれども、今後も 5 年ごとを軸に期間を検討していくことになるかなと思っております。以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 細かいところは後ほどちょっとお調べしてお答えをさせていただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。まず議案第 68 号「くにたち市民芸術小ホールの指定管理者の指定について」は皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第 68 号「くにたち市民芸術小ホールの指定管理者の指

定について」は可決いたします。

続きまして、議案第 69 号「くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について」は皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第 69 号「くにたち市民総合体育館の指定管理者の指定について」は可決いたします。

続きまして、議案第 70 号「くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について」は皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第 70 号「くにたち郷土文化館の指定管理者の指定について」は可決いたします。

続きまして、最後に議案第 71 号「国立市古民家の指定管理者の指定について」は皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。議案第 71 号「国立市古民家の指定管理者の指定について」は可決いたします。



○議題(10) 議案第 72 号 特定非営利活動法人子ども大学くにたちとの包括連携に関する協定の締結について

○【雨宮教育長】 次に、議案第 72 号「特定非営利活動法人子ども大学くにたちとの包括連携に関する協定の締結について」を議題いたします。石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 それでは、議案第 72 号「特定非営利活動法人子ども大学くにたちとの包括連携に関する協定の締結について」説明いたします。

これまで国立市教育委員会と、それから特定非営利活動法人子ども大学くにたちとは共催をしながら、例えばSDGsのポスター展など複数年にわたる連携をしてきたところでございます。本協定につきましてはさらに国立市教育委員会と特定非営利活動法人子ども大学くにたちとの包括協定を深めるために、改めまして、協定書の締結をするところでございます。

1枚おめくりください。包括連携に関する協定書(案)でございます。第1条には、目的を記しまして、主に小学生の児童を対象として地域における子どもたちの夢や希望の実現を支援し、子どもたちの知的成長を促すことを目的としております。第2条には協力事項を記し、(1)子ども向けSDGsの推進及び目的達成に関すること、(2)子ども向けSDGsの普及及び啓発に関すること、(3)子ども向けSDGsの情報発信及び情報共有に関すること、(4)はその他の事項としております。第3条では、秘密事項を記し、第4条では、年度末までの協定期間を記してございまして、書面等なければ、引き続き更新されることを記してございます。第5条では、定めのない事項を協議することとしております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ちょっといいかな、議案名なのだけれども、特定非営利活動法人ではないかな。違いますか。「活動」が抜けていないかな。NPOさんは「活動」入りますよね。石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 すみません、ご指摘のとおりなので、訂正をして、修正させていただきます。

ありがとうございます。

○【雨宮教育長】 正確を期したほうがいいと思いますので、「特定非営利活動法人子ども大学くにたちとの包括連携に関する協定の締結について」ということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、採決に入ります。皆様ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【雨宮教育長】 ありがとうございました。議案第72号「特定非営利活動法人子ども大学くにたちとの包括連携に関する協定の締結について」は可決いたします。



○議題(11) 報告事項1) 市教委名義使用について(6件)

○【雨宮教育長】 次に、報告事項1「市教委名義使用について」に移ります。井田生涯学習課長、お願ひいたします。

○【井田生涯学習課長】 では、令和5年度10月分の教育委員会後援等名義使用について報告いたします。お手元の資料のとおり、後援名義の承認5件、共催名義の承認1件でございます。

1件目は、キッズマネースクールリバー校主催の「キッズマネースクール」です。子どもたちにお金の大切さ、親への感謝を伝えることを目的に、体験型の勉強会を実施するもので、参加費は無料となっております。

2件目は、くにたち発達しょうがいを考える会『太陽と昴の会』主催の「教えて！中学校の特別支援教育と進路の本当のトコロ」です。市内中学校の特別支援教育について知り、保護者が中学生生活に向けて見通しを持つことを目的に学習会を行うもので、参加費は無料となっております。

3件目は、国立大学法人一橋大学主催の『「一橋大学と社会をつなぐ講座シリーズ」令和5年度第1回公開講座』です。一橋大学の教育を広く社会に開放し、地域社会の文化の向上に寄与することを目的に公開講座を行うもので、参加費は無料となっております。

4件目は、関東学生体操連盟主催の「第28回東日本学生新人新体操選手権大会、第20回東日本学生新体操交流大会」でございます。新体操の発展を目的に、主に新人による団体体操競技及び個人体操競技を開催するもので、参加費は無料となっております。

5件目は、特定非営利活動法人子ども大学くにたち主催の「くにたちSDGsまつり『くにたちをSDGsのまちにしよう』プロジェクト」です。こちらは共催名義の承認でございます。SDGsの理解を深め普及することを目的に、講演会やイベントを行うもので、参加費は無料となっております。

6件目は、公益財団法人東京YMCA主催の「外国にルーツを持つ子どもたちのための学習・日本語サポート サニーサイド」でございます。日本で生活する外国にルーツを持つ子どもたちの日本語や学習の支援を目的に学習サポートを行うもので、参加費は1回300円となっております。

以上6件について事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたので報告いたします。以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございました。報告が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。大野委員、お願ひいたします。

○【大野委員】 6番のYMCAなのですが、質問なのですが、1年ぐらい前でしたか。日本語サポートでボランティアを募集したときに、大分ボランティアのほうが多かったのかな。そして実際、ケア

できる子どもが少なく、なんて話を聞いたのですけれども、その辺の状況等鑑みて、今度またYMCAというのは、その辺の関係性は特になのか、それとも、今の現状がこうだからどうだったか。その辺の状況がもし分かれば教えていただきたいです。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。分かる範囲内ということですので、そのような形でご答弁いただければと思います。井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 申し訳ないのですけれども、その辺りの情報は持っていません。申し訳ございません。

○【雨宮教育長】 よろしいでしょうか。

○【大野委員】 はい。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。操木委員、お願いいたします。

○【操木委員】 今の部分なのですけれども、経費 300 円というのは参加費ということ、どういう意味ですか。教えてください。

○【雨宮教育長】 では、この1回当たり 300 円という負担があるのですが、その内容について分かりますか。井田生涯学習課長、お願いいたします。

○【井田生涯学習課長】 そうですね、記載のとおり参加費として1回 300 円かかります。収支予算書を見ますと、300 円掛ける1回当たり大体6名程度だろう、それに12回開催するということで、2万1,600 円の収入、さらに自己資金と寄附を含めて13万円。合計すると大体15万ぐらいの収入を見込んでおります。その15万に対して支出のほうなのですけれども、会場使用料であったり、講師の謝礼であったり、その他スタッフの交通費だったり、またチラシの印刷代だったり、資料代だったりに充てられるというところで、収入と支出については同額というところで提出を頂いているところでございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。全費用を参加費で賄うということではなくて、一部を参加者に負担していただく設定ということだと思います。よろしいでしょうか。

○【操木委員】 はい。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。



○議題(12) 報告事項2) 要望書について(1件)

○【雨宮教育長】 では、おおむね1時間ですが、最後もう1点ございますので、次の報告事項2「要望書について」に入りたいと思います。石田教育総務課長、お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 要望は1件です。子どもたちが主権者の社会科教育を求める会により、「①中学生の進路指導で『陸上自衛隊高等工科学校生徒募集』を勧めない、②『3日超の逃亡・脱走等は最大7年の懲役刑』等の重い自衛隊罰則規定の事実を、教職員及び市役所内の自衛隊員募集(窓口)担当部署に伝えて頂きたい等の要望書」を頂いております。以上です。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。報告が終わりました。事務局より補足説明はありますか。荒西教育指導支援課長、お願いいたします。

○【荒西教育指導支援課長】 それでは、事務局よりまずは本会の要望の趣旨についてお伝えします。以下の6点について、校長を含む教職員に伝えるとともに市役所の関係部署にも注意を促してほしいということです。

1点目、防衛省・自衛隊のホームページにおける陸上自衛隊高等工科学校の記述は、虚偽あるいは真実の一面のみの掲載となっていること。2点目、陸上自衛隊高等工科学校における「防衛基礎額や各種訓練」、

これは銃を使うような訓練を含むと思われるが、このことは国際法等に抵触するという。3点目、陸上自衛隊高等工科大学に入り、自衛隊に入ると、生死に関わる危険な場所（戦地や前線）に行かされる危険性が高いということ。4点目、自衛隊には「3日超の逃亡・脱走、ストライキ、上官への抗命」等の行為を行った場合、「7年以下の懲役または禁錮に処する」という罰則があることを自衛隊募集に載せる必要があること。5点目、陸上自衛隊高等工科大学の「防衛基礎額や各種訓練」、これは銃を使い他者を殺傷する訓練と考えられるが、このことは道徳の生命尊重の教育に違反すること。6点目、自衛隊におけるハラスメントの件数の多さ等の真実を伝え、進路指導に当たっては、陸上自衛隊高等工科大学の紹介・推薦をしないこと。

担当課の見解でございます。高等学校の広報内容等について市教委が見解を示すことは控えさせていただきたいと考えております。自衛隊については様々な意見があることを踏まえて、必要に応じて学校に情報提供してまいります。また、市役所は生徒の進学に係る指導を行うようなことはございませんので、特に内部で共有することは予定してございません。以上でございます。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。説明が終わりました。ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。ここで次回の教育委員会の日程を決めておきたいと思っております。どのようになりますか。橋本教育部長、お願いいたします。

○【橋本教育部長】 それでは、次回の教育委員会でございますが、12月19日火曜日、午後2時から会場は市役所3階第4会議室を予定しております。よろしくお願いいたします。

○【雨宮教育長】 ありがとうございます。それでは傍聴の皆様、大変お疲れさまでございました。

午後3時04分閉会